



2022年5月13日

各 位

会 社 名 乾汽船株式会社
(コード番号：9308 東証スタンダード)
代表者名 代表取締役社長 乾 康之
問合せ先 執行役員総務・経理担当
加藤 貴子
(TEL. 03-5548-8613)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月22日開催予定の第102回定時株主総会にて、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 執行役員規定等の新設

- ① 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、執行役員から社長を選任できるよう変更するものです(変更案第26条第2項)。また、この変更に伴い、役付取締役に関する規定並びに株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に関する規定について所要の変更を行うものです(変更案第15条第1項・第2項、第25条第1項・第2項)。
- ② 当社は、経営体制の強化を図るとともに、内部監査体制やリスク管理体制の整備及びディスクロージャーの充実に努めるため、執行役員制度を採用しておりますが、上記変更に伴い、執行役員の選任方法及び役割等を明確にするため、執行役員に関する規定を新設するものです(変更案第26条第1項・第3項)。また、この変更に伴い、条数の繰り下げを行うものです。
- ③ 取締役会の監督機能をより一層向上させることを目的に、役付取締役に係る規定を削除するものです(変更案第23条第2項・第3項)。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行される予定ですので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです(変更案第16条第1項)。
- ② 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです(変更案第16条第2項)。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記①乃至③の規定の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

(3) 買収防衛策に関する規定の削除

以下の理由により、当社の現行定款第8章（買収防衛策）（第49条乃至第51条）を削除するものです。

当社の現行定款第8章は、2008年2月28日開催の第87回定時株主総会（以下「第87回定時株主総会」といいます。）において、当社の企業価値及び株主共同の利益が不当に毀損されることを未然に防ぐための措置としての大規模買付行為等への対抗策（買収防衛策）について、その導入・継続に際し株主の皆様ご意思を反映させること等を目的として、株主総会決議を経て追加されたものです。

当社は、第87回定時株主総会、2019年6月21日開催の第99回定時株主総会（以下「第99回定時株主総会」といいます。）、及び2021年6月23日開催の第101回定時株主総会（以下「第101回定時株主総会」といいます。）において、当社の現行定款第8章第50条第1項に基づき、株主の皆様よりご承認をいただいて買収防衛策を導入しており、第101回定時株主総会における決議を経て導入された買収防衛策（以下「現行プラン」といいます。）は、アルファレオホールディングス合同会社（以下「アルファレオ」といいます。）を含む特定の株主グループ（以下「特定株主グループ」といいます。）による大規模買付行為等及び濫用的株主権行使を対象として、2024年6月開催予定の当社の第104回定時株主総会の終結時まで有効期限が存続することとされております（現行プランの内容その他詳細については、当社の2021年5月14日付「特定の株主グループを対象とした当社株式の大規模買付行為等および濫用的株主権行使への対応策（買収防衛策）の導入ならびに当該買収防衛策の導入に伴う現行の当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）の廃止について」と題するプレスリリースをご参照ください。）。なお、アルファレオは、現行プラン導入以降、当社株式を市場内で処分し、2022年3月31日時点における株券等保有割合は5%未満となっており、現行プラン導入前の2021年3月31日時点における株券等保有割合が29.99%であったことと比較すると、その株券等保有割合は大きく低下しているものの、アルファレオが依然として一定数の当社株式の保有を継続し、かつ、アルファレオが当社株式の一部売却後も当社に対する訴訟を取り下げることはなく、2022年5月13日時点において、アルファレオが当社に対して提起した訴訟の一部が依然として係属中であること等から、今後の状況次第では、現行プランの対象となる大規模買付行為等又は濫用的株主権行使が行われる可能性も否定できず、現時点においては、現行プランは廃止せず有効期限まで維持することが相当と考えております。

一方で、事業会社による経営の主導権争いを巡る敵対的買収の事例は近年増加傾向にあり、また、大規模買付けの中には、対象会社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものなども見受けられます。このような大規模買付けが強行された場合、定款において買収防衛策を導入するには必ず株主総会を招集し、株主の皆様ご意思を確認することが必要であるとされている会社においては、株主総会の基準日までの間に敵対的買収者等が株式の大規模買付けを強行し、買収防衛策の導入や対抗措置の発動を阻止できる水準に至る可能性も否定できず、その結果、敵対的買収に有効に対抗する方策を失い、企業価値ないし株主の皆様ご共同の利益を損なうことが懸念されます。これらの懸念を踏まえ、近時買収防衛策を導入する企業においては、定款上は買収防衛策に関する規定を設けず、取締役会が買収防衛策を導入する権限を保持したうえで、平時においては株主総会における承認を買収防衛策導入の条件とする旨の取締役会決議を行う事例が多数見受けられます。このような建付とする場合、有事においては取締役会限りで買収防衛策を導入し、敵対的買収者等が導入された買収防衛策に従う場合には株主総会における承認を対抗措置発動の条件とする一方で、敵対的買収者等が導入された買収防衛策に従わず株主総会開催以前に大規模買付行為等を強行しようとする場合には株主総会の開催を待たずに対抗措置を発動する

など、企業価値及び株主の皆様の共同の利益を守るための柔軟かつ機動的な対応が可能となります。

当社は、現行プランの導入に当たり、当社の株主構成及び当社の流通株式の数その他の状況を踏まえ、特定株主グループ以外の者による大規模買付行為等が行われる蓋然性が第99回定時株主総会の開催時と比較して相対的に低下していることを踏まえて、第99回定時株主総会において導入した、特定株主グループ以外の者も対象とする買収防衛策を廃止しておりますが、昨年以降の当社の株主構成及び当社の流通株式の数その他の状況の変動を踏まえ、より柔軟な形で当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保するための施策を講ずることができるよう、当社の現行定款第8章の規定の削除を行うものです。また、当社の現行定款第8章のうち、第49条第2項（買収防衛策の発動）、第50条第2項（買収防衛策の廃止）、及び第51条（買収防衛策の有効期限）は、現時点において現行プランにも適用されるものですが、現行プランにはこれらの現行定款規定と整合する内容が定められており、現行定款第8章の規定の削除を行った場合であっても、現行プランの内容に変更を生ずるものではございません。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第三章 株主総会	第三章 株主総会
第15条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。	第15条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、 <u>あらかじめ取締役会の定めた順序により、取締役が</u> これを招集する。
② <u>取締役社長</u> に事故があるときは、 <u>あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役</u> がこれに当る。	② <u>株主総会は、社長がその議長となる。</u> 社長に事故があるときは、 <u>あらかじめ取締役会の定めた順序により、取締役が</u> これに当る。
③（省略）	③（現行どおり）
第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削除）
（新設）	第16条（電子提供措置等） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>
（新設）	② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請</u>

	<u>求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第四章 取締役および取締役会	第四章 取締役、取締役会および執行役員
第23条 (代表取締役および役付取締役) (省略)	第23条 (代表取締役) (現行どおり)
<u>②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u>	(削除)
<u>③取締役社長は、取締役会の決議を執行し会社業務の全般を統轄する。</u>	(削除)
第25条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。	第25条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会の定めた順序により、取締役</u> がこれを招集し、その議長となる。
<u>②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>	(削除)
③ (省略)	② (現行どおり)
④ (省略)	③ (現行どおり)
(新設)	第26条 (執行役員) <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u>
(新設)	<u>②取締役会は、その決議によって執行役員の中から、社長1名、副社長1名、専務および常務その他の役付執行役員を定めることができる。</u>
(新設)	<u>③社長は、取締役会の決議を執行し会社業務の全般を統轄する。</u>
第26条～第48条 (省略)	第27条～第49条 (現行どおり)
第八章 買収防衛策	(削除)
第49条 (買収防衛策の導入および発動) <u>当社は、当会社の企業価値および株主共同の利益が不当に毀損されることを未然に防ぐために買収防衛策を導入することができる。</u>	(削除)
<u>②買収防衛策にかかる新株予約権無償割当に関する事項については取締役会の決議によるほか、株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により定める。</u>	(削除)
第50条 (買収防衛策の導入および廃止) <u>当社は、前条に規定する買収防衛策の導入には株主総会の決議を得なければならない。</u>	(削除)

<u>②当社は、いつでも取締役会の決議に基づいて買収防衛策を廃止することができる。</u>	(削除)
<u>第 51 条 (買収防衛策の有効期限) 前条に基づき導入された買収防衛策は株主総会の決議を得た後、3年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会において、その継続の決議を得なければならないものとし、以後も同様とする。</u>	(削除)
<u>②前条に基づく買収防衛策の導入後において、前項に定める定時株主総会での継続の決議が得られなかった場合、前条に基づき導入された買収防衛策は当該定時株主総会の終結の時点をもって、その効力を失うものとする。</u>	(削除)
(新設)	(附則)
(新設)	<u>第 1 条 (株主総会参考書類等の電子提供措置の導入に関する経過措置) 定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u>
(新設)	<u>②前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u>
(新設)	<u>③本条の規定は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 6 月 22 日
定款変更の効力発生日	2022 年 6 月 22 日

以上